

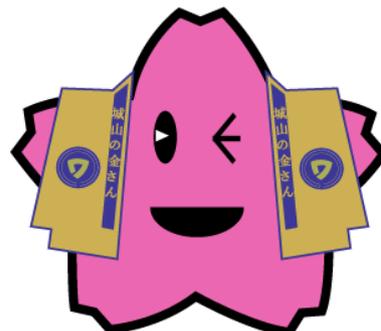
涌谷町放課後児童クラブ利用のご案内 (令和7年4月～令和8年3月)

I. 放課後児童クラブ概要

1. 放課後児童クラブとは
2. 利用要件
3. 開設場所及び児童在籍小学校名
4. 開所期間及び開所時間
5. 休所日
6. 利用料等について
7. 利用料の減免について
8. 災害時等の緊急対応について

II. 申請について

1. 令和7年4月1日付利用希望の場合
2. 年度途中利用希望の場合
3. 利用申請に必要な書類
4. 利用の変更等について



I. 放課後児童クラブ概要

1 放課後児童クラブとは

● 目 的

涌谷町内に居住する保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、保護者並びに学校、地域等との連携を深めながら、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能になるような児童の健全育成を図ることを目的とする。

● 目 標

- (1) 子どもを事故から守り、のびのびとした児童クラブ生活を通して、自主性、自立性を養う。
- (2) 決まりを守り、互いに協力する社会性を養う。
- (3) 友達とのふれあいを大切に、豊かな情操と創造性を養うと共に、良い友達づくりを助長する。

2 利用要件

次の(1)～(3)の全てに当てはまる方が対象です。

- (1) 町内の小学校に在籍している1年生～6年生までの児童で、原則、次の①～③を全て満たすこと。

- ① 集団生活を送ることができる児童。
- ② 食事や排泄など、身辺自立ができている児童。
- ③ 意思疎通を図ることができる児童。

※ 集団生活で配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

※ 入所後に支援員の先生方との面談期間を設けています。児童クラブで過ごす中での心配や不安なこと、その他お話ししたいことがあれば支援員へお気軽にお声がけください。

- (2) 保護者・同居している祖父母の就労(自営業・農業含む)により、留守家庭となる場合。
- (3) 保護者・同居している祖父母の疾病等の理由により、保育ができない場合。

入所理由	保護者の状況	入所可能期間
就労 (自営業・農業含む)	就労をしている	就労している期間
就学	大学や職業訓練校、専門学校等に 通っている	就学している期間
疾病・障がい	病気やけが、または精神や身体に 障がいがある	療養を必要としなくなるまで
出産	出産前後の休養が必要である ※育児休業中は利用できません	産前：出産予定日から遡って8 週間前に該当する月の初日から入所可能 産後：出産日から8週間を経過 した月の末日まで入所可能
就職活動中	就職活動を継続的に行っている	就職活動期間(原則3か月) (この期間に就労し、在職証明 書の提出がない場合は退所と なります)
親族の介護、看護	親族の介護または看護を継続的 に行っている	介護または看護を必要としなく なるまで

- (4) 保護者が放課後児童クラブ利用料を滞納していないこと。
(きょうだいの利用による滞納も含む。)

【 留意事項 】

- ・ 定員を超える場合、月将館小学校の児童でもわくわくスマイル児童クラブ利用になる場合があります。
- ・ 長期休業中のみ利用を希望する場合は、月将館小学校・箕岳白山小学校の児童でもわくわくスマイル児童クラブ利用になる場合があります。
- ・ 放課後児童クラブはクラブでの生活を通して児童を育成する制度のため、一時的な利用はできません。

3 開設場所及び児童在籍小学校名

児童クラブ名	定員	住所	電話番号	利用可能な児童
わくわくスマイル児童クラブ	160人	涌谷町字刈萱町 11番地	☎ 0229-25-3017	涌谷第一小学校 (月将館小学校)
杉の子児童クラブ	33人	涌谷町涌谷字小人町 1番地	☎ 0229-43-5589	月将館小学校
小里箕岳児童クラブ	32人	涌谷町太田字台 78番地2	☎ 0229-45-3112	箕岳白山小学校

4 開所期間及び開所時間

令和7年4月1日 ~ 令和8年3月31日

※ 児童クラブは毎年申込手続きが必要です。(10月頃に次年度申込の案内をします。)

使用区分	開所日	開所時間
●通常保育	平日	下校時 ~ 午後6時30分
	土曜日	午前7時30分 ~ 午後6時30分
●長期休業 (学年始・夏季・秋季・冬季・学年末)	平日	
●学校行事・振替休業日・学校休業の土曜保育	土曜日	

※ 土曜保育の日はわくわくスマイル児童クラブでの合同保育となる場合があります。

5 休所日

- 日曜日、祝祭日、年末年始の休暇期間は休所日です。
- 感染症や災害発生時等に学校が休校となった場合や学級閉鎖・学年閉鎖等で学校が休みとなった場合、児童クラブもお休みとなることがあります。ご協力をお願いします。

6 利用料等について

(1) 児童クラブ利用料

利用形態	利用料
常時利用の場合(長期休業期間を含む)	月額3,000円
月10日未満利用の場合(長期休業期間は除く)	月額1,500円
学年始休業 冬季休業 学年末休業 } に利用する場合	各1,000円
夏季休業(秋季休業日を含む)の期間に利用する場合	5,000円

※ 日割による精算はありません。

※ 延長利用、一時預かり利用等はありません。

※ 利用料は毎月納付で、原則口座振替をお願いしています。

※ 利用料滞納が確認された場合は、利用中止となることもありますのでご注意ください。

(2) 児童クラブ費:月額 1,500円(内訳:おやつ代等)

① 常時利用の場合 : 月額1,500円

② 月10日未満利用の場合 : 月額750円

③ 長期休業期間に利用する場合 (月10日未満利用と併用の方は②+③)

・ 学年始・冬季・学年末 : 各500円

・ 夏季休業(秋季休業日を含む) : 1,500円

※ 同時に利用している児童がいる場合でも料金の減免はありません。

※ 月の途中で退所した場合、日割りの返金・精算はしません。

※ 保護者が児童クラブに直接支払います。(児童クラブで集金袋を配布)

7 利用料の減免について

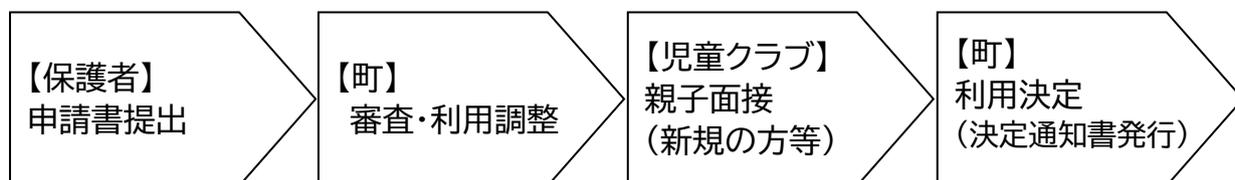
減免理由	減免後利用料	減免の期間
きょうだいで同時に2人以上利用する場合 (常時利用の場合のみ。)	2人目以降 月額1,500円	減免申請書が 提出された月から 利用決定期間の範囲内
利用休止届を提出した場合(常時利用の場合のみ。)	月額1,500円	
生活保護を受けている場合	0円	
町民税非課税世帯となる場合	0円	
保護者が中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律(平成6年法律第 30号)による支援給付を受ける場合	0円	
災害により利用料納入が 困難となる場合(半壊以上)	0円	

※ 町民税非課税世帯に該当し減免申請書を提出いただいた場合、年度当初は令和6年度の課税状況で判定します。令和6年度は課税であり、令和7年度に非課税世帯として減免の該当になる場合は、6月中旬以降に減免申請書を再提出していただきます。
(減免申請書が提出された月の利用料から対象となります。)

8 災害時等の緊急対応について

- 災害発生時は原則として各児童クラブで迎えを待つこととします。
- 学校にいる時間帯にお迎えを必要とする災害が発生し、長時間の避難が必要となった場合は、各小学校の防災マニュアルに準じて対応します。

II. 申請について



1 令和7年4月1日付利用希望の場合

- 申請書配布期間 令和6年9月17日(火)～令和6年9月27日(金)まで
- 申請書提出期間 令和6年10月1日(火)～令和6年10月18日(金)まで
- 面接(新入所のみ) 令和6年11月16日(土) 午前9:00～午後13:00
- ※ 親子で面談を行います。
- ※ 面接時間は申請書の提出時に子育て支援課にて予約いただきます。
 - ① 前半(午前9時00分～午前11時00分)
 - ② 後半(午前11時00分～午前13時00分)
- ※ 在所児童は書類提出のみとしますが、申請内容によっては面接が必要になる場合があります。(家庭状況や利用希望内容等に前年度からの変化があり、児童クラブで必要と判断された場合)
- 申請方法
 - 【新規入所の場合】
 - ① 申請書類の受取 → 子育て支援課
 - ② 申請書類の提出 → 子育て支援課
 - ※ きょうだいがすでに児童クラブを利用している方に限り、申請書の受取・提出ともに各児童クラブで対応が可能です。

【児童クラブの在所児童】

- ① 利用申請書類の受取 → 在所している児童クラブ
- ② 利用申請書類の提出 → 在所している児童クラブ

2 令和7年度途中に利用希望する場合

- 利用申請書類一式を子育て支援課までご提出ください。
- 利用希望日から起算して1か月前までに申請書をご提出ください。利用希望日直前に申請いただいた場合、希望に添えないことがあります。
- 書類の不備や不足がある場合は受付ができませんのでご注意ください。

3 利用申請に必要な書類

- ① 放課後児童クラブ利用申請書
- ② 保護者状況調査票(①の裏面)
- ③ 家庭生活調査票(写真添付必須)
 ※児童、送迎する可能性のあるご家族が全員映っている写真を添付してください。
 ※加工されている写真、顔の判別が付きにくい写真はNGです。
- ④ 減免申請書(該当者のみ ※「I-7利用料の減免について」参照)
- ⑤ 同意書
- ⑥ 在職証明書または自営業申立書
 ※保護者・同居している祖父母が就労している場合、全員の提出が必要です。
 ※在職証明書の在職期間が年度途中で切れる場合は、再度提出いただきます。

【減免申請書について】

令和7年度より月10日未満利用の申請時に減免申請書の添付が不要になりました。

4 利用の変更等について

ケース	提出書類	提出先	その他
利用を中止したい	利用中止届出書	子育て支援課または 児童クラブ	
利用を休止したい	利用休止届出書	子育て支援課または 児童クラブ	利用休止中は児童クラブに在籍状態となるため、料金の半額が徴収されます。
利用形態を変更したい	利用変更届出書	子育て支援課または 児童クラブ	月の途中で利用形態を変更することはできません。
職場が変わった	利用変更届出書 在職証明書	子育て支援課または 児童クラブ	利用変更届出書・在職証明書を揃えて提出してください。
住所が変わった	利用変更届出書	子育て支援課または 児童クラブ	
育児休業に入る	利用中止届出書	子育て支援課または 児童クラブ	育児休業中は児童クラブの利用はできません。 産後8週の属する月末で退所となります。

※ 休止・中止・変更を希望する月の前月10日までに届出をお願いします。届出が遅れると、口座振替等の都合上、料金が引き落とされる場合がありますのでご了承ください。